

北九州市告示第74号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第2項において準用する法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、法第21条第2項において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月6日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
八幡西区	金剛一丁目、馬場山東三丁目及び大字馬場山の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課